

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

## さいたま市教育委員会規則第15号

### さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 [略] 2 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、 <u>同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>	(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 [略] 2 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
第3条 [略] 2 <u>次に掲げる場合には、条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教育職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u>	第3条 [略] 2 <u>条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした指定管理教育職員（条例第12条において読み替えて準用する職員給与条例第8条第1項に規定する指定管理教育職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u>
(1) <u>条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u>	
(2) <u>条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u>	

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。